

開催・平成29年3月29日

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を				
	改正する規則について	区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
1) 改正の要旨					
<p>人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の一部改正について、男性職員の育児休業の取得の促進のため、期末手当と同様に、勤勉手当についても育児休業の承認に係る期間が1か月以下である場合には、当該手当の勤務期間から除算しないこととなったことから、当市の規則を改正し、男性の育児休業の取得の促進を図るものである。</p> <p>併せて、新たに始まる介護時間の制度に係り、勤勉手当の支給に関する規定を定めるものである。</p>					
2) 主な改正点					
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の承認期間について、1か月以下である職員については、期末手当及び勤勉手当の除算期間から除く。 ・勤勉手当の支給対象期間内において部分休業期間に加え、介護時間の取得日数が90日を超えた場合は、別表第4の率を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。 					
3) 施行日等					
平成29年4月1日					
4) 影響及び効果					
男性の育児休業の取得に向けた環境整備がさらに進むこととなる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。